



《会計・税務の知識》日本の森林が危ない！！

先日、お取引先からのご招待で森林セミナーに参加してきました。そこであらためて知ったのが森林問題の重要性。今回は、森林問題の概要と各自治体・民間の取組を、CO2 排出権取引の会計・税務とあわせてご紹介したいと思います。

1. 日本は世界トップレベルの森林国

日本の国土に占める森林面積はどのくらいか、ご存知でしょうか。

平成 21 年度森林・林業白書（平成 22 年 4 月 27 日発表）によると、日本の土地面積は 36,450 千 ha、これに対して森林面積は 24,868 千 ha。日本国土の 3 分の 2 が森林となっています。

ちなみに世界各国の森林面積割合トップ 5 は以下のとおり。

- 1 位：フィンランド（73.9%）
- 2 位：日本（68.2%）
- 3 位：スウェーデン（66.9%）
- 4 位：韓国（63.5%）
- 5 位：ロシア（47.9%）

世界各国の平均森林率は 30%といわれる中で、日本は世界平均の実に 2 倍以上の森林率を誇る、世界トップレベルの森林大国なのです。

2. 日本の森林が危ない

一方で、1950 年代に段階的に実施された木材輸入の自由化や円高の影響で、国産木材価格は下落の一途をたどり、日本の林業の採算性は大きく悪くなりました。その結果、森林の維持育成のために必須である間伐等の手入れや伐採後の再生林が放棄されるなど、荒廃する森林が増加しているのが現状です。また森林保有者の高齢化や跡継ぎ不足なども大きな問題です。

森林には、①水源涵養（かんよう）機能、②土砂災害防止機能、③生物多様性の保全機能のほか、地球温暖化で注目を浴びている④地球環境保全機能など、さまざまな機能を有しています。人と地球の共存のためには、森林対策は必須の問題といえます。

3. 各自治体や民間での取り組み

森林対策は、環境省のみならず、各自治体や民間でもさまざまな取組が行われています。

（社）フォレストック協会では、森林保有者（地方自治体や個人）を対象に評価認定を行い、認定を受けた森林保有者からの CO2 吸収量クレジットの買

取・販売を通じて、企業や個人が日本の森林や環境保全の担い手として参加可能な仕組み作りを進めています。

東京都では、2020 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 25%削減するために、2008 年の条例改正によりいち早く温室効果ガスの総量削減の義務化を実施しています。東京都で義務化の対象となるのは基準排出量が一定量以上の事業所であり、対象事業所は総量削減義務の履行手段として①自らで削減するか、②排出量削減取引（クレジットの購入）などにより対応することとされています。

4. 排出量取引の会計・税務上の取扱い

排出量取引に係る会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会より実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 16 年 11 月 30 日、改正平成 18 年 7 月 14 日）が公表されています。また、税務上の取扱いについては、平成 21 年 2 月 26 日の文書回答により公表されています。

①排出クレジット取得時

会計処理	無形固定資産または投資その他の資産（非償却資産）※
法人税	会計に準じた処理
消費税	内国法人から取得・・・課税仕入 外国法人から取得・・・対象外

②排出クレジット販売時

会計処理	無形固定資産または投資その他の資産の減少※
法人税	会計に準じた処理
消費税	内国法人へ売却・・・課税売上 外国法人へ売却・・・免税売上

③自社使用時

（償却目的による政府保有口座への移転）

会計処理	費用処理（販売費及び一般管理費）
法人税	国等に対する寄附金として損金算入
消費税	—

※：第三者への転売目的での購入・販売の場合は「棚卸資産」で計上

5. おわりに

来る 2011 年は、国連の定める「国際森林年」です。日本をはじめ世界各地で様々な森林保護活動が促進されると思われます。かけがえのない自然、大切にしていきたいものですね。（担当：滝坂 信吾）